

「大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務」企画提案仕様書

1 業務の名称

大船渡市国土強靱化地域計画策定支援業務

2 業務目的

本業務は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「国土強靱化基本法」という。）に基づき、国が定める国土強靱化基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画との調和を保ちながら、災害により致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を備えた、真に災害に強いまちをつくるため、大船渡市国土強靱化地域計画の策定を支援することを目的とする。

3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書のほか、次の関係法令、計画等に準拠して実施する。なお、内容の見直し等が行われた場合は、可能な限り反映するものとする。

- (1) 国土強靱化基本法
- (2) 国土強靱化基本計画
- (3) 国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第6版）
- (4) 岩手県国土強靱化地域計画
- (5) 大船渡市総合計画
- (6) 大船渡市地域防災計画
- (7) その他関係法令、計画、条例、規則、規定等

4 業務内容

- (1) リスクシナリオ（最悪の事態）・施策分野設定の助言

※ 対象とする自然災害、起きてはならない最悪の事態、強靱化すべき施策分野は市が検討。それに対して、(2)以降を踏まえて助言を行う。

- (2) 脆弱性の分析・評価、課題の検討
- (3) リスクへの対応方策の検討
- (4) 対応方策について重点化・優先順位付けの助言

※ (3)により必要となる対応方策の重点化等は市が検討し、それに対して助言を行う。

- (5) 大船渡市国土強靱化地域計画案の検討

※ 別紙「大船渡市国土強靱化地域計画策定スケジュール」を考慮の上、検討を行う。

- (6) 会議（2回程度）の運営支援（計画案への反映等）
- (7) 計画書（概要版を含む。）の原稿作成

※ それぞれの原稿を成果品として受領し、印刷製本は市が行う。

5 業務上の注意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案の内容を基本とし、大船渡市と受託者が協議して決定すること。
- (2) 本仕様書に疑義を生じた場合又は定めのない事項については、大船渡市と受託者が協議して決定すること。
- (3) 受託者は、本業務の一部又は全部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせることをしてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、市の承認を得た上でその一部を委託することができる。

6 成果品

- (1) 業務報告書：紙媒体 2 部、電子データを格納した C D-R 1 枚
- (2) その他関連資料：一式

7 納品先

〒022-8501 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢15番地
大船渡市 企画政策部 企画調整課

8 成果品納期

令和 3 年 1 月 29 日（金）

9 成果品の帰属

本業務で得た全ての成果品については大船渡市に帰属するものとし、市の許可なく第三者に譲渡、貸与又は公表してはならない。